

GRIPS Discussion Paper 18-02

**核不拡散条約草案とイギリス、1964-65年  
—「ヨーロッパ・オプション」をめぐる議論を中心に—**

**Draft Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and Britain,  
1964-1965: ‘Non-Proliferation’ and ‘European Option’**

**小林 弘幸**

**Hiroyuki Kobayashi**

**June 2018**



**GRIPS**

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE  
FOR POLICY STUDIES

National Graduate Institute for Policy Studies  
7-22-1 Roppongi, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 106-8677

核不拡散条約草案とイギリス、1964-65年

— 「ヨーロッパ・オプション」をめぐる議論を中心に—

**Draft Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and  
Britain, 1964-1965: 'Non-Proliferation' and 'European Option'**

## 要旨

1968年7月1日に署名開放され1970年3月5日に発効した「核不拡散条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT)」は、国際秩序において最も重要な制度の一つであり続けてきた。NPTの最初期の草案の一つは、1965年、イギリス政府によって準備されたものであるが、この草案はアメリカからの強い反発を受け、公式の西側草案に採用されることはなかった。本稿は「ヨーロッパ・オプション」を巡る英米間の論争に着目しつつ、NPTの草案作成過程におけるイギリス政府の政策を検討する。

## Abstract

The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT), which was opened for signature in 1968 July 1 and entered into force in 1970 March 5, has been one of the most important institutions in the world order. One of the earliest drafts of NPT was prepared by UK government in 1965, but it met with strong opposition from US and was not adopted as the official Western draft. This paper examines UK government's policy in the drafting process of NPT, focusing on UK-US controversy over 'European Option'.

## 核不拡散条約草案とイギリス、1964-65年

### —「ヨーロッパ・オプション」をめぐる議論を中心に—

- 一 はじめに
- 二 核不拡散条約と MLF
- 三 「ヨーロッパ条項」と「ヨーロッパ・オプション」
- 四 イギリス草案の作成
- 五 「ヨーロッパ・オプション」の問題化
- 六 「不拡散の原則」
- 七 アメリカの修正案
- 八 妥協的決着
- 九 おわりに

#### 一 はじめに

1968年7月1日に署名開放され、1970年3月5日に発効した「核不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT)」は現在、191もの国や地域が批准し(2018年5月時点)、国際秩序を支える重要な柱の1つとなっている<sup>1</sup>。

1945年以来、国際社会は核兵器の拡散を阻止するための様々な方途を模索したが、実際にNPTに結実することになる流れの直接の源泉は、1965年にある。この年、アメリカとソ連がそれぞれ18ヶ国軍縮委員会 (Eighteen Nation Disarmament Committee: ENDC) に核不拡散条約草案を提出し、核不拡散条約の調印に向けた交渉が本格的に始まったのである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> NPTの日本語表記としては、「核兵器不拡散条約」、「核拡散防止条約」等も用いられるが、本稿では「核不拡散条約」に統一する。

<sup>2</sup> ENDCは、当時軍縮・不拡散を国際的に話し合う際の主要な舞台である。1960年、ベルリン危機をきっかけに、東西間で軍縮について協議するための新たな機関として、10ヶ国軍縮委員会 (Ten Nation Disarmament Committee: TNDC) が設立された。TNDCの構成国は、西側5ヶ国 (アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、イタリア) と、東側5ヶ国 (ソ連、ブルガリア、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニア) であった。それに非同盟8ヶ国 (ブラジル、ビルマ、エチオピア、インド、メキシコ、ナイジェリア、スウェーデン、アラブ首長国連邦) が加わり、1962年8月にジュネーブに設立されたのが、ENDCである。フランスはTNDCには参加したが、ENDCには、そのメンバーでありながら、一度も参加することが無かった。そのため、ENDCに西側から参加したのは、実質「4ヶ国」

アメリカが ENDC に最初の核不拡散条約草案を提出したのは、1965 年 8 月 17 日のことであった。このアメリカ草案は、ENDC 参加の西側 4 ヶ国（アメリカ、イギリス、カナダ、イタリア）の合意を経て提出されたが、この草案が提出されるまでの道のりは、平坦なものではなかった。特に大きな問題となったのが、「ヨーロッパ・オプション」をめぐる英米対立である。

当時アメリカは、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）諸国内での核戦力共有構想である「多角的核戦力（Multilateral Force: MLF）」構想を推進していたが、その構想案に含まれていた「ヨーロッパ条項（European Clause）」は、ヨーロッパ統合が進展した場合、「統合ヨーロッパ」がそこに参加する核保有国の核を継承すると共に、アメリカが MLF から離脱する、あるいは核発射の拒否権を放棄することで、MLF を純粋に「ヨーロッパの核戦力」とする可能性が規定されていた。これが、「ヨーロッパ・オプション（European Option）」と呼ばれるものである。

アメリカは、核不拡散条約がこの「ヨーロッパ・オプション」を許容するものになるべきであると考えており、イギリスの条約草案は「ヨーロッパ・オプション」を禁止していると批判した。しかしイギリスは自国草案の正当性を主張し、アメリカ草案とは別個に自国草案を ENDC に提出することを検討するまでに至った。これが西側条約草案起草過程における英米対立である。

核不拡散条約草案起草過程におけるイギリス外交についての先行研究としては、フリーマン（J. P. G. Freeman）、黒崎輝、ウォーカー（John R. Walker）によるものが存在している<sup>3</sup>。これら先行研究も「ヨーロッパ・オプション」の問題をめぐる英米対立に言及はしている。しかしながら、フリーマン、黒崎の研究はアメリカの資料を用いて、「アメリカの視点から」この問題を捉えているため、イギリスの認識、政策決定過程は追えていない。ウォーカーの研究はイギリスの資料を用いているが、事実関係を断片的に記述するに留まっている。したがって、何故イギリスが深刻な英米対立を招くほど強く自国草案の正当性を主張したのかは、これら先行研究では明らかとなっていない。

それに対して本稿は、イギリスの資料を精査することにより、イギリスが自国草案の正当性を主張したのは、どのような認識、考えに基づいてなのか、明らかにする。これは、イギリスが核不拡散という問題にいかに向き合い、そしてどのような核不拡散条約を望んでいたのかを知る上で、新しい手掛かりとなるであろう。また、この「英米対立」の深層を探ることは、当該時期の英米関係を考えるための一助ともなるだろう。

---

である。

<sup>3</sup> J. P. G. Freeman, *Britain's Nuclear Arms Control Policy in the Context of Anglo-American Relations, 1957-1967* (London: Macmillan, 1986); John R. Walker, *Britain and Disarmament: The UK and Nuclear, Biological and Chemical Weapons Arms Control and Programmes 1956-1975* (Farnham: Ashgate, 2012). 黒崎輝「アメリカ外交と核不拡散条約の成立（1）」『法学』第 65 巻、第 5 号（2001 年）。

## 二 核不拡散条約と MLF

1945年8月6日に広島、そして同9日には長崎に、アメリカによって原子爆弾が投下された。これにより人類は、新たな、そして未曾有の兵器の登場を知ることとなった。それ以来、1940年代後半、1950年代を通して国際社会は、この新たな兵器を管理するための様々な手段を模索した。例えば、1946年、当時唯一の核保有国であったアメリカが提案した原子力の国際管理案であるいわゆる「バルーク案」や、1953年のアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 米大統領の呼びかけに基づいて行われた国際原子力機関 (International Atomic Energy Association : IAEA) の設立などは、その代表例である。1950年代後半から60年代初頭には、核兵器の拡散を危惧する声が高まり、1957年の「ラパツキー案」、1958年の「アイルランド提案」、1961年の「スウェーデン提案」など、後のNPTの起源となるような提案が数多くなされている<sup>4</sup>。

ケネディ (John F. Kennedy) 政権期のアメリカは、ソ連との間で、核兵器の拡散を阻止するための協定に関する交渉を極秘に進めていた。この米ソ交渉の直接のきっかけは、1961年の夏に起きた第2次ベルリン危機である。ソ連は、ベルリン危機を収束させるための交渉を、西ドイツに核武装させない約束をアメリカから取り付ける機会と捉え、東西ドイツに限定した核不拡散協定を提案した。これに対してアメリカは東西ドイツに限定されない世界的な核不拡散協定の締結を提案したため、米ソ間で極秘裏に核不拡散協定締結のための交渉が行われたのである<sup>5</sup>。この核不拡散協定をめぐる交渉は、ラスク (Dean Rusk) 米務長官とグロムイコ (Andrei Gromyko) ソ連外相を窓口にして進められた<sup>6</sup>。

1962年の夏以降は、ベルリン問題から切り離された形で核不拡散協定に関する交渉が進められたが、そこで大きな問題となったのが、アメリカのMLF構想である。

MLF構想は、非核保有国 (主に西ドイツが想定された) に核兵器への一定のアクセスを与えることで核の拡散を防止することや、同盟の結束を強化することなどを目的とした、同盟内での核兵器の共有構想である<sup>7</sup>。ソ連はそれが西ドイツに核兵器へのアクセスの機会

---

<sup>4</sup> 「バルーク案」については、西岡達裕『アメリカ外交と核軍備競争の起源 1942-1946』(彩流社、1999年)が、「ラパツキー案」、「アイルランド提案」、「スウェーデン提案」については黒澤満『軍縮国際法の新しい視座—核不拡散体制の研究』(有信堂、1986年)が詳しい。その他、第二次世界大戦後の国際的な核軍縮・不拡散、原子力管理の取り組みについては、Glenn T. Seaborg, with Benjamin S. Loeb, *Stemming the Tide: Arms Control in the Johnson Years* (Lexington: Lexington Books, 1987). 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』(日本国際問題研究所、1996年)、納家政嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』(有信堂、2000年)、など。

<sup>5</sup> 津崎直人「ベルリン危機における西ドイツ核武装問題と核拡散防止条約の起源—核不拡散体制の起源 (1961年—62年) (一) (二・完)」『法学論叢』第150巻、第5号—第151巻、第4号 (2002年)。

<sup>6</sup> *Foreign Relations of the United States [FRUS], 1961-1963, Vol. VII*, pp.378-379, Editorial Note.

<sup>7</sup> アメリカのMLF構想については数多くの研究が存在しているが、代表的なものとしては、

を与えるとして MLF を非難し、MLF のような核共有を禁止しない核不拡散協定案を基にした交渉に応じない姿勢を示したのである。しかし西ドイツの核武装を阻止することを重要な目的として MLF を推進していたアメリカにとり、このようなソ連の懸念は杞憂にしか見えなかった<sup>8</sup>。したがってケネディ政権は、MLF と核不拡散協定を両立させる姿勢をとり、ソ連の理解を得るよう努めた<sup>9</sup>。そして 1963 年 4 月には、核兵器の管理の移譲・取得の禁止に関する条文を含んだ「核兵器移譲禁止宣言」草案をソ連に提示したのである<sup>10</sup>。しかしソ連側はやはり MLF を明確に禁止しないこの案に基づく交渉を拒否したため、ケネディ政権期における米ソ間の「核拡散防止交渉」は行き詰まり、妥協の糸口さえ見出せない状況に陥ったのである<sup>11</sup>。

### 三 「ヨーロッパ条項」と「ヨーロッパ・オプション」

ケネディ政権期とそれに続くジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権期のアメリカは、MLF に「ヨーロッパ条項 (European Clause)」と呼ばれるものを導入することを検討していた。「ヨーロッパ条項」とは、ヨーロッパ統合が進展した場合、「統合ヨーロッパ」がそこに参加する核保有国の核を継承すると共に、アメリカが MLF から離脱する、あるいは核発射の拒否権を放棄することで、MLF を純粋に「ヨーロッパの核戦力」とする可能性について規定する条項である。これは、西ドイツとイタリアの要請により導入が検討されていた。そして将来的に「ヨーロッパ条項」の下で「ヨーロッパの核戦力」を構築する可能性

---

John D. Steinbruner, *The Cybernetic Theory of Decision: New Dimensions of Political Analysis* (Princeton: Princeton University Press, 1974), Frédéric Bozo, translated by Susan Emanuel, *Two Strategies for Europe: De Gaulle, the United States, and the Atlantic Alliance* (Lanham: Rowman & Littlefield, 2001), Andrew Priest, “The President, the ‘Theologians’ and the Europeans: The Johnson Administration and NATO Nuclear Sharing,” *The International History Review*, Vol.33, No.2 (2011). 牧野和伴「MLF 構想と同盟戦略の変容 (I) (II)」『成蹊大学法学政治学研究』第 21 巻—第 22 巻 (1999—2000 年)、小島かおる「ジョージ・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想—多角的核戦力 (MLF) 問題を中心に」『法学政治学論究』第 44 号 (2000 年)、川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序—ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958-1969』(創文社、2007 年)、山本健太郎「MLF (多角的核戦力) 構想とドゴール外交」『法と政治』第 58 巻、第 3・4 号 (2008 年)、有江浩一「アメリカの対西ドイツ拡大抑止と『核戦力共有』」『防衛学研究』第 45 号 (2011 年)、倉科一希「米欧同盟と核兵器拡散問題—ケネディ政権の対西独政策」『国際政治』第 163 号 (2011 年)、倉科一希『『二重の封じ込め』の動揺—1960 年代における米独関係と冷戦の変容』菅英輝編著『冷戦と同盟—冷戦終焉の視点から』(松籟社、2014 年)、新垣拓『ジョンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』(ミネルヴァ書房、2016 年) など。

<sup>8</sup> 黒崎「アメリカ外交と核不拡散条約の成立 (一)」、668 頁。

<sup>9</sup> *FRUS, 1961-1963, Vol. VII, Doc.274, Message from President Kennedy to Chairman Khrushchev*, 11 Apr. 1963.

<sup>10</sup> The National Archives, Kew, UK [TNA], FO 371/176383, IAD 1052/1, Non-dissemination of Nuclear Weapons, undated.

<sup>11</sup> 黒崎「アメリカ外交と核不拡散条約の成立 (一)」、668 頁。

を「ヨーロッパ・オプション (European Option)」と呼んだのである<sup>12</sup>。しかし、アメリカ政府は、「ヨーロッパ・オプション」が具体的にどのような形態のものを指しているのか、同盟国に明確な形で示すことはほとんど無かった。これが後に、核不拡散条約草案をめぐって英米が対立する要因の一つとなるのである。

1964年10月にイギリスで発足したウィルソン (Harold Wilson) 政権は MLF に反対したが<sup>13</sup>、その理由の1つが「ヨーロッパ条項」である。ウィルソン政権が「ヨーロッパ条項」を好ましくないと考えていたのは、米欧関係の緊密化と、同盟におけるアメリカのプレゼンスの存続を望んでいたからであった。

ウィルソン政権が発足した直後、駐 NATO イギリス大使のシャックバラ (Evelyn Shuckburgh) と会談した防衛相のヒーリー (Denis Healey) は、「政府はより一層の大西洋協調を望んでいる。現在の MLF では、いつの日かアメリカが NATO から離れる可能性がある。我々は出来得る限りアメリカをヨーロッパに結びつけるようにしなければならない」とした上で、「政府は『ヨーロッパ』条項を推奨すること、そしてアメリカとヨーロッパが互いに相手無しでやっていけるという考えを助長することを望まない」と述べた<sup>14</sup>。そして、10月25日にラスク米國務長官等と会談を持った外相のゴードン・ウォーカー (Patrick Gordon Walker) もその席で、「ヨーロッパ条項という考えに多大な疑念を持つ

---

<sup>12</sup> Seaborg, *Stemming the Tide*, p.95.

<sup>13</sup> MLF に対するウィルソン政権の反対、あるいは MLF への対案としてウィルソン政権が提案した「大西洋核戦力 (Atlantic Nuclear Force: ANF)」構想については、Susanna Schrafstetter and Stephen Twigg, “Trick or Truth?: The British ANF Proposal, West Germany and US Non-proliferation Policy, 1964-66,” *Diplomacy and Statecraft*, Vol.11, Issue 2 (2000); John W. Young, “Killing the MLF?: The Wilson Government and Nuclear Sharing in Europe, 1964-66,” *Diplomacy and Statecraft*, Vol.14, Issue 2 (2003); Terry Macintyre, *Anglo-German Relations during the Labour Governments 1964-70: NATO Strategy, Détente, and European Integration* (Manchester: Manchester University Press, 2007); Kristan Stoddart, *Losing an Empire and Finding a Role: Britain, the USA, NATO and Nuclear Weapons, 1964-70* (London: Macmillan, 2012); John R. Walker, *Britain and Disarmament: The UK and Nuclear, Biological and Chemical Weapons Arms Control and Programmes 1956-1975* (Farnham: Ashgate, 2012); David James Gill, *Britain and the Bomb: Nuclear Diplomacy, 1964-1970* (Stanford: Stanford University Press, 2014); Matthew Jones, *The Official History of the UK Strategic Nuclear Deterrent: Volume I: From the V-Bomber Era to the Arrival of Polaris, 1945-1964* (New York: Routledge, 2017); Matthew Jones, *The Official History of the UK Strategic Nuclear Deterrent: Volume II: The Labour Government and the Polaris Programme, 1964-1970* (New York: Routledge, 2017). 芝崎祐典「多角的核戦力 (MLF) 構想とウィルソン政権の外交政策、1964年」『ヨーロッパ研究』第3号 (2003年)、拙稿「第一次ハロルド・ウィルソン政権の大西洋核戦力構想」『法学政治学論究』第97号 (2013年)、小川健一「核抑止力の『自立』を巡るウィルソン政権内の相克—大西洋核戦力 (ANF) 構想の立案・決定過程の解明」『国際政治』第174号 (2013年)、小川健一『戦後容期イギリスの核政策—大西洋核戦力構想におけるウィルソン政権の相克』(吉田書店、2017年)など。

<sup>14</sup> TNA, PREM 13/25, Note of a Meeting with Sir Evelyn Shuckburgh, H. M. Ambassador to NATO, 26 Oct. 1964.

ている」と、アメリカ側に表明した<sup>15</sup>。

しかし、核不拡散条約草案起草過程における英米対立を招いたのは、この労働党政権の米欧関係緊密化への願望に基づく「ヨーロッパ・オプション」への反対ではない。「ヨーロッパ・オプション」をめぐる英米対立のイギリス側の「主役」は、労働政権ではなく、外務省原子力・軍縮局（Atomic Energy and Disarmament Department）であった。

#### 四 イギリス草案の作成

イギリス外務省原子力・軍縮局が核不拡散条約草案の準備を本格的に開始したのは、1964年7月、つまり、いまだウィルソン（Harold Wilson）の労働党政権が誕生する前、ダグラス・ヒューム（Alec Douglas-Hume）の保守党が政権に就いていた時代である。

先述のように、1963年4月、アメリカはソ連に「核兵器移譲禁止宣言」草案を提示したが、その第1条は次のようなものであった。

フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、そしてソヴィエト社会主義共和国連邦は、核兵器を、直接に、あるいは軍事同盟を通じて間接に、現在核兵器を管理していない単独の国家の国家管理に移譲しないこと、そして核兵器の製造においてそのような他国を援助しないことを厳粛に宣言する<sup>16</sup>。

ソ連はこの条文が MLF を明確に規制していないことを批判し、1964年、国際的な核不拡散協定をめぐる交渉は暗礁に乗り上げていたのである。

このような状況下において、イギリス外務省原子力・軍縮局は、事態打開のため、イギリスが「MLFの発展（evolution）に明確な制限を設ける不拡散協定を提案すべきである」と考えていた<sup>17</sup>。原子力・軍縮局は、核不拡散協定によって「MLF そのもの」を制限しようとしたわけではない。「ヨーロッパ・オプション」のような「MLFの発展」の形態に一定の制限を加えることで、「MLFは拡散的であるという中傷を取り除く」こうしたので

---

<sup>15</sup> TNA, PREM 13/25, Record of Meeting between the Foreign Secretary and the United States Secretary of State at the State Department at 4 p.m. on Monday, 26 Oct. 1964.

<sup>16</sup> TNA, FO 371/176383, IAD 1052/1, Non-dissemination of Nuclear Weapons, Appendix A: Draft Non-transfer Declaration, undated. 英語による原文は以下の通り。

The Governments of France, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the United States of America, and the Union of Soviet Socialist Republic solemnly declare that they will not transfer any nuclear weapons directly, or indirectly through a military alliance to the national control of individual states not now possessing such weapons, and that they will not assist such other states in the manufacture of such weapons;

<sup>17</sup> TNA, FO 371/176385, IAD 1052/46, Barrett's Minute, 3 Jun. 1964.

ある。原子力・軍縮局は、これは、MLFの創設に向けた進展を加速させるという利点もあると考えていた<sup>18</sup>。

このように考えていた原子力・軍縮局を後押ししたのは、64年7月2日、ENDCにおけるソ連代表ゾリン（Valerian Zorin）の演説であった。この演説においてゾリンは、もしMLFの形態と核不拡散協定の条文が互いに整合的なものになるならば、西側がMLF構想を破棄しなくてもソ連が核不拡散協定の締結に応じる可能性があることを示唆したのである<sup>19</sup>。これを聞いたENDCイギリス次席代表のタワーディン（J. G. Tahourdin）は、MLFと両立するような新たな核不拡散協定の草案を準備するよう、原子力・軍縮局に提案した<sup>20</sup>。

そこで、原子力・軍縮局は、MLFと両立し、かつソ連が受け入れ可能であるような核不拡散協定条文の作成に着手した<sup>21</sup>。

そして、1964年12月、原子力・軍縮局は、65年のENDC会合を見据え、7月から準備を始めた核不拡散条約草案を完成させた<sup>22</sup>。その第一条（Article I）・第一項は以下のようなものであった。

以下「核兵器国」と呼ばれる、フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、そしてアメリカ合衆国の政府は、核兵器の国家管理を、現在核兵器を管理していないいかなる国家、あるいは該当連合（association）に属する一ヶ国、あるいはそれ以上の核兵器国がそのような兵器の使用を阻止する権限を保持していない、いかなる連合に対しても譲渡しないことを約束する<sup>23</sup>。

このように外務省原子力・軍縮局は、核兵器国が核兵器を譲渡することを禁止する対象に、「国家」だけではなく、「該当連合に属する一ヶ国、あるいはそれ以上の核兵器国がそのような兵器の使用を阻止する権利を保持していない、いかなる連合」をも含めた。これ

---

<sup>18</sup> Ibid.

<sup>19</sup> *Documents on Disarmament [DOD], 1964*, pp.241-251, Statement by the Soviet Representative (Zorin) to Eighteen Nation Disarmament Committee: Nondissemination of Nuclear Weapons, 2 Jul. 1964.

<sup>20</sup> TNA, FO 371/176385, IAD 1052/42, Tahourdin to Pemberton-Pigott, 6 Jul. 1964.

<sup>21</sup> TNA, FO 371/176385, IAD 1052/46, Pemberton-Pigott's Minute, 23 Jul. 1964.

<sup>22</sup> TNA, FO 371/181386, IAD 1052/17, Barrett to Darwin, 17 Dec. 1964.

<sup>23</sup> TNA, FO 371/181386, IAD 1052/19, United Kingdom Draft Non-dissemination Treaty, 4 Jan. 1965. 英語による原文は以下の通り。

The Governments of France, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the Union of Soviet Socialist Republics, and the United States of America, hereinafter, called the "nuclear States", undertake not to transfer national control of nuclear weapons of States not now possessing control of nuclear weapons or to any association in which power to prevent the use of such weapons is not retained by the nuclear States which are members of the association concerned.

が 1963 年のアメリカの宣言草案との大きな相違点であり、そして、「ヨーロッパ・オプション」の問題をめぐる英米対立を引き起こす原因となるのである。

## 五 「ヨーロッパ・オプション」の問題化

1965 年 2 月 23 日、外務省原子力・軍縮局が作成した条約草案がアメリカに提示された<sup>24</sup>。この時点でアメリカは、いまだ核不拡散に関する条約草案は用意していなかった<sup>25</sup>。通常、核不拡散条約は米・ソ二大国の主導によって成立したというイメージが強くあるが、条約寄託国となる米・英・ソの三カ国で最初に具体的な条約草案を用意し、議論を動かすきっかけを作ったのは、イギリスだったのである<sup>26</sup>。

イギリス草案に対するアメリカの最初のコメントがイギリス側に伝えられたのは、それから 10 日ほど経った 3 月 5 日のことである。コメントは多岐に渡るものであったが、第一条については、『『ヨーロッパ・オプション』を排除しており、『特定の NATO 加盟政府』に困難を引き起こすように思われる。同時に、それは明示的に MLF/ANF を認可しており、したがってロシアに拒否されるであろう』とするものであった<sup>27</sup>。

3 月 8 日には、ウィルソン政権の軍縮担当大臣であるチャルフォント (The Lord Chalfont) が、ENDC のアメリカ代表も務めるアメリカ軍備管理・軍縮局 (Arms Control and Disarmament Agency: ACDA) 長官フォスター (William C. Foster)、副長官フィッシャー (Adrian S. Fisher) 等と核軍縮・不拡散について会談を行った。この席でチャルフォントがイギリス草案に対するコメントを求めると、フィッシャーは、アメリカとイギリスは『『ヨーロッパ・オプション』について異なる見解を有して』いると答えた。またフォスターは、「草案は、ANF/MLF 問題を除いてアメリカに深刻な問題をもたらすものではない」と明言した<sup>28</sup>。これにより、イギリスの条約草案についてアメリカが最も気にかけているのは「ヨーロッパ・オプション」の問題であることが、イギリス側に明白となった。

3 月 5 日のアメリカのコメントと 3 月 8 日の会談を受け、外務省原子力・軍縮局は草案の練り直しとイギリス政府内での合意形成に乗り出したが、「ヨーロッパ・オプション」の問題に関する彼等の認識は次のようなものであった。

[引用者注:「ヨーロッパ・オプション」に関するアメリカの] 主張は、現在の核保有国がその構成国ではない、あるいは多数決のシステムが採用されることによって、現在

---

<sup>24</sup> TNA, FO 371/181387, IAD 1052/42, Faber to Shepherd, 23 Feb. 1965.

<sup>25</sup> Ibid.

<sup>26</sup> この時期、ENDC 参加国ではカナダも独自に独自草案を準備していた (TNA, FO 371/181387, IAD 1052/59, Tahourdin to Street, 4 May 1965.)。

<sup>27</sup> TNA, FO 371/181387, IAD 1052/45, Washington to FO, No.529, 5 Mar. 1965.

<sup>28</sup> TNA, FO 371/181387, IAD 1052/45, Record of a Discussion at the U.S. Arms Control Agency, 8 Mar. 1965.

の核保有国が拒否権を保持しないようなヨーロッパ核戦力にのみ妥当するものである。我々の条約草案はフランス単独、あるいはフランスとイギリスが拒否権を保持するような戦力を排除するものではなく、また長期的に、その構成国の1つから核の地位 (nuclear status) を継承するようなヨーロッパ政治連邦 (European political federation) を排除するものでもない<sup>29</sup>。

先に述べたように、アメリカは「ヨーロッパ・オプション」が具体的にどのようなものを指しているのか明言していなかったが、「ヨーロッパ・オプション」の具体的な形態としては、おおよそ次の3種類の可能性が考えられた。

- (1) ヨーロッパ統合が相当程度進展し、構成国の1つから核の地位 (nuclear status) を継承するような「ヨーロッパ政治連邦」が成立する。
- (2) ヨーロッパ統合の進展が不完全な状況で MLF からアメリカが離脱する、あるいは核の管理における拒否権を放棄することで、「ヨーロッパ核戦力」が設立される。現在の核保有国 (英・仏) は核の管理について拒否権を保有する。
- (3) ヨーロッパ統合の進展が不完全な状況で MLF からアメリカが離脱する、あるいは核の管理における拒否権を放棄することで、「ヨーロッパ核戦力」が設立される。現在の核保有国 (英・仏) が核の管理について拒否権を保有せず、管理は参加国の多数決によって決定される。

外務省原子力、軍縮局はこれらのうち、(3) の場合を「拡散的」と考え、条約によって禁止しようと考えたのである。逆に言えば、外務省・原子力は、「(1)・(2) のような形の『ヨーロッパ・オプション』」を排除するつもりはなかった。したがって、外務省原子力・軍縮局にとって、イギリスが完全に「ヨーロッパ・オプション」を排除しようとしているというアメリカの非難は、「誤解」に基づくものであった<sup>30</sup>。しかしこの「誤解」が、英米間の深刻な対立へと発展していくのである。

4月26日、しばらく活動停止状態にあった国連軍縮委員会 (United Nation Disarmament Commission: UNDC) が、ソ連の提案を受けて開会した。この UNDC で主要な議題の1つとなったのが核不拡散条約であった。米ソを中心とした国際社会は、核不拡散条約の成立に向けて動き出したのである。

その頃、条約草案をめぐるイギリス政府内の調整は続けられていたが、「ヨーロッパ・

---

<sup>29</sup> TNA, FO 371/181387, IAD 1052/45, Street to Mackintosh, 17 Mar. 1965.

<sup>30</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/72, Street to Stark, 15 Jun. 1965; Shepherd to Faber, 9 Jul. 1965.

オプション」に関わる文言に対する意見は、イギリス政府内からも寄せられた。チャルフォントと国連軍縮委員会イギリス代表のビーリー (Harold Beeley) は、原子力・軍縮局に、「国家連合」に関する文言の削除を提案した。この問題に対するアメリカの態度を踏まえると、「連合 (associations) の問題は遅かれ早かれ提起されるであろうが、我々はその時になってからこの問題を扱った方が良く考える」と、現段階ではこの問題に触れない方がよいというのが、彼らの考えであった<sup>31</sup>。しかし、原子力・軍縮局は、これも、アメリカの意見に対する反論と同様の理由で退けた<sup>32</sup>。

ビーリーは、「連合」の問題の他にもう 1 つ、条約草案に疑義を呈した。それは、条約草案が、ウィルソン政権がアメリカの MLF への対案として提案している ANF と整合しないように読めることである<sup>33</sup>。この意見は原子力・軍縮局も受け入れ、条約草案は修正された<sup>34</sup>。65 年 5 月末時点でのイギリスの条約草案の主要部分は以下のようなものである。

#### 第 1 条・第 1 項

本条約の締約国である各核兵器国は、核兵器の管理を、いかなる国家、あるいは国家連合にも譲渡しないことを約束する。

#### 第 2 条・第 1 項

本条約の締約国である各非核兵器国は、核兵器の製造、管理の獲得、あるいは核兵器の管理を保持するいかなる連合にも参加、あるいは残留しないことを約束する。

#### 第 3 条・(c)

「管理」とは、核兵器国の同意無しに核兵器を使用する権限のことを意味している<sup>35</sup>。

---

<sup>31</sup> TNA, FO 371/181387, IAD 1052/60, Beeley to Street, 5 May 1965.

<sup>32</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/71, Street to Hood, 20 May 1965.

<sup>33</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/67, Beeley to Street, 20 May 1965.

<sup>34</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/72, Street to Hood, 25 May 1965.

<sup>35</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/72, United Kingdom Draft Non-Dissemination Treaty, 25 May 1965. 英語による原文は以下の通り。

#### Article I

1. Each of nuclear States party to this Treaty undertakes not to transfer control of nuclear weapons to any non-nuclear State, or to any association of States.

#### Article II

1. Each of non-nuclear States party to this Treaty undertakes not to manufacture or acquire control of nuclear weapons, or to join or to remain in any association having control of nuclear weapons.

#### Article III

(c) "control" means the power to use a nuclear weapon without the consent of a nuclear State.

立法技術的な様々な考慮によって、1月時点の案より複雑な形になっているが、第3条・(c)で「管理」を「核兵器国の同意無しに核兵器を使用する権限」と定義することにより、「核兵器国が拒否権を持たない形のヨーロッパ・オプション」は、はっきりと禁止されている。イギリスは今後、この条約草案を基礎にして各国と協議していくこととなる。

## 六 「不拡散の原則」

1965年5月27日、下院議会で「政府は核兵器不拡散条約を準備しているのか？もし、しているとすれば、それはアメリカと協調の上で行っているのか？」という質問に対し、首相のウィルソンが「その通りである (Yes, Sir)」と答えた<sup>36</sup>。これにより、イギリスが核不拡散条約草案を準備していることは初めて公の知るところとなった<sup>37</sup>。

6月初旬、ENDC アメリカ代表フォスターがイギリス代表ビーリーに、イギリスの条約草案をまず西ドイツに提示し、その後 NATO 理事会で各国と協議することにアメリカは同意すると伝えた<sup>38</sup>。フォスターはこの時、イギリス条約草案に関する「ワシントンにとっての主要な難題は、『ヨーロッパ・オプション』に関することである」と言及したが<sup>39</sup>、原子力・軍縮局は、「これについてアメリカは我々の主張を理解していないようだ」と切って捨てた<sup>40</sup>。

6月中旬、アメリカ、カナダ、イタリアの同意を得て、イギリス草案が西ドイツに提示されることが正式に決まり<sup>41</sup>、6月18日、草案は西ドイツに提示された<sup>42</sup>。

西ドイツ外務省のコメントがイギリス側に伝えられたのは、7月5日のことであったが、それは、「この草案は、諸決定が多数決によってなされるような、核能力を持ったヨーロッパ連邦の設立の可能性を排除しているように思われる」と、草案の「ヨーロッパ・オプション」に関する部分を問題視するものであった<sup>43</sup>。

しかし、「予期していた通りの」西ドイツの否定的なコメントに直面してもなお、原子力・軍縮局は「ヨーロッパ・オプション」の問題について妥協するつもりは無かった。むしろ彼らは、「核保有国が拒否権を保持しないようなヨーロッパ・オプションは拡散的 (disseminatory) であり、公に擁護することが出来ないものであることを、西ドイツに理解させるよう努力しなければならない」との意を強くし、西ドイツとアメリカの説得へと

---

<sup>36</sup> Hansard, HC Deb, Vol.713, Cols.834-5.

<sup>37</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/70, FO to Bonn, No.1083, 28 May 1965.

<sup>38</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/79, New York to FO, No.1384, 8 Jun. 1965.

<sup>39</sup> Ibid.

<sup>40</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/82, Street to Hood, 11 Jun. 1965.

<sup>41</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/79, Street to Stark, 15 Jun. 1965.

<sup>42</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/79, Bonn to FO, No.686, 18 Jun. 1965

<sup>43</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/97, Bonn to FO, No.755, 5 Jul. 1965.

乗り出したのである<sup>44</sup>。原子力・軍縮局はボンのイギリス大使館に、西ドイツのコメントに対する反論を送ったが、そこには、「草案は確かに拒否権無しの多数決による管理を排除しているが、西ドイツは、結果的に非核保有国に管理を明け渡すような協定が不拡散の原則（principles of non-dissemination）に合致すると、本気で考えているのか？」と記されていた<sup>45</sup>。原子力・軍縮局にとり、「ヨーロッパ・オプション」は、「不拡散の原則」に関わる問題だったのである。

7月7日には NATO 理事会でイギリス草案が配布され<sup>46</sup>、アメリカもイギリス草案に対する検討を本格化させた。7月11日、米務省はイギリス草案に対するコメントを用意したが、務省は、やはり、「ヨーロッパ・オプション」に関わる文言に最も関心を寄せた。「イギリス草案の文言は『ヨーロッパ条項』の下での MLF・ANF の発展を制限するもの」であるが、「『ヨーロッパ条項』はヨーロッパ諸国の願望への対応として、そしてヨーロッパ諸国の漸進的な政治統合への願望の反映として、MLF の議論に導入された」のであり、「アメリカに関して言えば、我々自身は MLF・ANF の条約が『ヨーロッパ条項』を含むことには固執していない」というのが務省の認識であった<sup>47</sup>。

## 七 アメリカの修正案

65年7月中旬を過ぎると、7月27日に予定されていた ENDC の再開に向け、核不拡散条約草案をめぐる各国の動きは活発化した。7月19日、駐米イギリス大使のディーン（Patrick Dean）はフォスターと会談し、7月9日のシェファードの書簡に基づいて「ヨーロッパ・オプション」に関するイギリス側の見解を説明した。しかし、フォスターは、イギリスの草案は「ヨーロッパ・オプション」の問題に十分に配慮しておらず、「西ドイツとの深刻な対立と NATO 内の亀裂」を招き、アメリカに「本当に大きな問題（really massive problems）」をもたらすと、これまでと同様の考えを示した<sup>48</sup>。

ディーンはそのことを知らずに会談に臨んだようであるが、実はこの日、ディーンとフォスターの会談が行われる直前、アメリカは新たな行動を起こしていた。イギリスに条約草案の修正案を提示し、アメリカ政府はその修正案に沿った草案を NATO と ENDC におい

---

<sup>44</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/97, Shepherd to Hood, 9 Jul. 1965; Shepherd to Faber, 9 Jul. 1965.

<sup>45</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/97, FO to Bonn, No.599, 9 Jul. 1965.

<sup>46</sup> TNA, FO 371/181388, IAD 1052/100, United Kingdom Delegation to NATO Paris to FO, No.181, 7 Jul. 1965.

<sup>47</sup> *FRUS, 1964-1968, Vol.XI*, Doc.85, Telegram From the Department of State to the Mission of the North Atlantic Treaty Organization and European Regional Organizations, 11 Jul. 1965.

<sup>48</sup> TNA, FO 371/181389, IAD 1052/120, Washington to FO, No.1870, 19 Jul. 1965; National Security Archive (ed.), *U.S. Nuclear Non-Proliferation Policy, 1945-1991* (Alexandria: Chadwyck-Healey, 1992) [*USNNPP*], No.01226, U.K. Draft Non-Proliferation Treaty, 19 Jul. 1965.

て「イギリスのイニシアティブとして」扱い、それを支持する用意があることを伝えたのである<sup>49</sup>。その修正案では、第一条・第一項は以下のようになっていた。

本条約の締約国である各核兵器国は、直接に、あるいは軍事同盟を通じて間接に、核兵器をいかなる非核兵器国の国家管理にも移譲しないことを約束する。また各核兵器国は、核兵器を使用する独立の権限を持つ国家及び機構の総数を増加させるようないかなる行動もとらないことを約束する<sup>50</sup>。

イギリス外務省は、この修正案の目的は、「もちろん、しかし遠回しに、ヨーロッパ・オプションを排除しないことにある」と見た<sup>51</sup>。そして、「以前のアメリカのポジションよりも進歩がある」が、「しかしながら、ANF とそれに関する我々の公式な声明と完全に相容れないヨーロッパ・オプションを予期するような提案の推進に責任を持つことは、イギリス政府にとって非常に困難」であると評価した<sup>52</sup>。

7月22日、アメリカでは、ラスク、フィッシャー、フォスター等が出席の下、ENDCにおけるアメリカの方針について話し合いが行われた。ここでは当然、イギリス草案の扱いについても大きく取り上げられたが、ラスクはここで、「問題は、西ドイツがMLFという考えの堅持に固執している一方、イギリスはMLFを認可するような不拡散協定の推進に抵抗していることだ」と発言した<sup>53</sup>。

これまで見てきたように、イギリス外務省原子力・軍縮局は、多岐に渡る内容を含むMLFの一要素に過ぎない「現在の核保有国が拒否権を持たないようなヨーロッパ・オプション」に反対してきたのであり、「MLF そのもの」に反対しているわけではない。それがラスクの認識の中ではいつの間にか、「MLF そのものへの反対」に転化していたのである。

この「すれ違い」は、この直後に行われた英米の外交トップ間のメッセージのやり取りで顕著に見られる。この会合が行われた日、ラスクはスチュワートに、条約草案における

---

<sup>49</sup> TNA, FO 371/181389, IAD 1052/123, FO to Geneva, No.126, 19 Jul. 1965.

<sup>50</sup> TNA, FO 371/181389, IAD 1052/123, FO to Geneva, No.127, 19 Jul. 1965. 英語による原文は以下の通り。

Each of the nuclear states party to this Treaty undertakes not to transfer any nuclear weapons into the national control of any non-nuclear state, either directly, or indirectly through a military alliance; and each undertakes not to take any other action which would cause an increase in the total number of states and other organizations having independent power to use nuclear weapons.

<sup>51</sup> TNA, FO 371/181389, IAD 1052/123, FO to Geneva, No.126, 19 Jul. 1965.

<sup>52</sup> TNA, FO 371/181389, IAD 1052/129, FO to Washington, No.5741, 21 Jul. 1965; IAD 1052/131, Street to Barnes, 19 Jul. 1965.

<sup>53</sup> *FRUS, 1964-1968, Vol.XI*, Doc.87, Record of Meeting of the Committee of Principals, undated. この資料に日付は無いが、*FRUS*の注によれば、この会合が行われたのは7月22日であるのはほぼ間違い無い。

英米間の対立を懸念し、英米の協調を訴えるメッセージを送付したが、そこには「ヨーロッパ・オプション」という言葉は一度も使われていない<sup>54</sup>。

スチュワートは翌日、このラスクのメッセージに対する返答を送付したが、スチュワートは冒頭で、「両政府の間に存在している真の見解の相違はいわゆる『ヨーロッパ・オプション』の問題に関するものであるということ、我々は認識しなければならない」と訴えている<sup>55</sup>。イギリス側はラスクが問題の所在を正しく認識しているのか、懸念したのであろう。そして、22日の会合での発言を見る限り、この懸念が正当なものであった可能性は高い。

英米間の溝が埋まらない中、7月27日、長らく中断されていた ENDC が再開された。この初日、ENDC 西側四カ国は、四カ国全てが支持出来る条約草案を起草するための作業会合を設置することに合意した<sup>56</sup>。そして7月30日には、ENDC 参加西側四カ国の代表が会合を行ったが、アメリカはこの会合の前に、7月19日にイギリスに提示した修正案の内容を基にした、「新たな条約草案」を配布した<sup>57</sup>。アメリカは、7月19日にイギリスに修正案を提示した際には、もしイギリスが同意すればそれを「イギリスのイニシアティブとして」扱うと表明していたが、イギリスがこの話に乗らず、自国草案を ENDC に提出する構えを見せたため、修正案を「アメリカの条約草案」として配布したのである。

これを受けてビーリーは、アメリカが妥協するという「わずかな希望」はあるが、英米は「行き詰まり (deadlock)」に辿り着く可能性が高いと判断し、「原則に関する大きな決断 (a major decision of principle) が必要だ」と、ロンドンの外務省に報告した<sup>58</sup>。

8月1日には、チャルフォントがフィッシャーの宿泊先まで出向き、問題解決の糸口を探るための協議を行った。ここでチャルフォントは、イギリス政府の草案は「核兵器の拡散を真に制限するために最善のものである」と信じていると訴えた<sup>59</sup>。しかし、アメリカの姿勢は変化しなかった。8月2日にジョンソン政権の安全保障問題担当大統領補佐官バンディー (McGeorge Bundy) と電話で会談したディーンは、「アメリカは我々が草案を提出することに反対するであろう」という感触を持った<sup>60</sup>。

## 八 妥協的決着

---

<sup>54</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/137, Rusk to Stewart, 22 Jul. 1965; *FRUS, 1964-1968, Vol.XI*, Doc.88, Telegram From the Department of State to the Embassy in the United Kingdom, 22 Jul. 1965.

<sup>55</sup> *FRUS, 1964-1968, Vol.XI*, Doc.89, Message From Foreign Secretary Stewart to Secretary of State Rusk, 23 Jul. 1965.

<sup>56</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/140, Geneva to FO, No.14, 27 Jul. 1965.

<sup>57</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/146, Geneva to FO, No.20, 30 Jul. 1965.

<sup>58</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/146, Geneva to FO, No.21, 31 Jul. 1965.

<sup>59</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/146, Geneva to FO, No.23, 1 Aug. 1965; *FRUS, 1964-1968, Vol.XI*, Doc.91, Memorandum of Conversation, 1 Aug. 1965.

<sup>60</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/149, Washington to FO, No.1989, 2 Aug. 1965.

8月6日、原子力・軍縮局は事態打開のため、スチュワートからラスクへのメッセージを再び用意した<sup>61</sup>。それは、両国間の問題の核心は「ヨーロッパ・オプション」にあるという認識をはっきり示した上で、イギリスはアメリカの修正案を受け入れることが出来ないことを明言し、もしアメリカの同意を得られなければ、イギリスは単独でも自国草案をENDCに提出すると、最後の説得を試みるものであった<sup>62</sup>。

外務省はこのメッセージを、「出来るだけ早くラスク国務長官に届けるように」という指示を付してワシントンのイギリス大使館に送ったが<sup>63</sup>、直後、この指示は撤回された<sup>64</sup>。入れ違いでラスクからスチュワートへのメッセージが届いたからである。

ラスクのメッセージは、イギリスの条約草案は同盟内に深刻な問題をもたらすため、「同盟国の結束のために、貴国が条約草案の修正を可能と考えることを望む」とするものであった<sup>65</sup>。外務省はこのメッセージを検討後、延期していたスチュワートのメッセージのラスクへの手交を実行に移すよう、ワシントンのイギリス大使館に指示を出した<sup>66</sup>。

そしてスチュワートのメッセージは、8月7日、駐米大使ディーンの手によってラスクに渡されたが、ラスクの対応は「無慈悲な (grim)」ものであった。ラスクは、アメリカとドイツはイギリスの条約草案を支持出来ず、「そのような条約が調印されることはないことは明白だ」と断言した<sup>67</sup>。

このラスクの「非妥協的なライン」に直面し、8月9日、チャルフォントはフォスターと今後の展開について議論を交わしたが、ここに至り、残された選択肢は2つしか無いという結論に達した。1つ目は、アメリカのみが条約草案を提出し、イギリスはその第1条と第2条に対する留保を表明するというものである。そして2つ目は、イギリスがアメリカとは別個に独自の草案を提出するというものである<sup>68</sup>。

このチャルフォントの報告を検討した外務事務次官のゴア・ブース (Paul Gore-Booth) は、最終決断を促す書簡を外相のスチュワートに渡した。チャルフォントが挙げた選択肢は2つであるが、この書簡でゴア・ブースは (a) いかなる草案も提出されない、(b) イギリスが自身の草案を提出する、(c) アメリカが自身の草案を提出する、の3つの選択肢を挙げている。ゴア・ブースはこの3つの選択肢の内、まず「(a) は排除されなければならない」としている。西側からいかなる草案も提出されなければ、それは「間違いなく、拡散の阻止に関する見通しにとって深刻な後退となるであろう」というのが彼の考えであった。次に (b) の選択肢については、「アメリカ、そして西ドイツとの関係に非常に悪い影響を及ぼす」であろうとしている。したがって、「チャルフォントが好ましいと考えており、

<sup>61</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/166, Street to Private Secretary, 6 Aug. 1965.

<sup>62</sup> TNA, FO 371/181390, IAD 1052/166, FO to Washington, No.6122, 6 Aug. 1965.

<sup>63</sup> Ibid.

<sup>64</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/168, Washington to FO, No.2015, 7 Aug. 1965.

<sup>65</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/167, FO to Washington, No.6148, 6 Aug. 1965.

<sup>66</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/167, FO to Washington, No.6147, 6 Aug. 1965.

<sup>67</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/168, Washington to FO, No.2015, 7 Aug. 1965.

<sup>68</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/171, Geneva to FO, No.36, 9 Aug. 1965.

そしてゴア・ブースも賛同する選択肢は (c) であった。しかし、チャルフォントとは異なり、ゴア・ブースは、アメリカ草案の第 1 条と第 2 条に対する「留保の表明」はするべきではないという考えを示した。ゴア・ブースは、「同盟国との意見の不一致を暴露することを避け」なければならないと考えていた<sup>69</sup>。

このチャルフォントの報告と外務次官ゴア・ブースの助言を受け、外相のスチュワートは決断を下した。8月11日、「遺憾ながら、アメリカが協賛者無しに草案を提出することに同意」し、「第1条、第2条に関する我々の留保を明確に示す」ようにと、チャルフォントに指示を出したのである<sup>70</sup>。ゴア・ブースは、第1条と第2条に対する留保の表明は行わないように助言したが、スチュワートはこれを退けた。この理由は明らかではないが、ここに、この問題に関する政権のこだわりの強さを見てとることは出来るであろう。

チャルフォントは、11日午後に行われた西側四カ国会合において、スチュワートの指示通りにイギリスの立場を表明した<sup>71</sup>。これにより、アメリカとは別個に独自草案を提出することは避けるが、アメリカ草案の協賛者にもならず、第1条、第2条に対する留保を表明するというイギリスの立場が確定した。

8月17日、アメリカは核不拡散条約草案を ENDC に提出した<sup>72</sup>。そして9月24日には、アメリカに続いてソ連も条約草案を国連総会に提出したが、それは、「軍事同盟の指揮下にある非核兵器国の部隊や軍人」への「核兵器、核兵器の管理や配置、使用」の委譲も禁止しており、明らかに MLF や ANF の禁止を意図したものであった<sup>73</sup>。これはアメリカが受け入れられるものでは無かったが、ひとまずこれで、アメリカ、ソ連、それぞれの条約草案が出揃ったのである。アメリカとソ連の条約草案が出揃ったことを受け、11月8日には、非同盟諸国が条約交渉開始を要請する決議を国連に提出した。この決議は11月19日に採択され<sup>74</sup>、翌年から核不拡散条約締結に向けた国際的な交渉が本格的に始まっていくことになる。

## 九 おわりに

本稿の考察により、以下の点が明らかとなった。第一に、イギリス政府内で多角的核戦力における「ヨーロッパ・オプション」の問題にこだわり、条約草案を用意したのは、

---

<sup>69</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/178, P.U.S. to Stewart, 10 Aug. 1965.

<sup>70</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/178, Stewart to P.U.S., 11 Aug. 1965; FO to Geneva, No.186, 11 Aug. 1965.

<sup>71</sup> TNA, FO 371/181391, IAD 1052/174, Geneva to FO, No.40, 11 Aug. 1965.

<sup>72</sup> *DOD, 1965*, pp.347-349, United States Proposal Submitted to the Eighteen Nation Disarmament Committee: Draft Treaty to Prevent the Spread of Nuclear Weapons, 17 Aug. 1965.

<sup>73</sup> *DOD, 1965*, pp.443-446, Soviet Draft Treaty on the Nonproliferation of Nuclear Weapons, 24 Sep. 1965.

<sup>74</sup> *DOD, 1965*, pp.532-534, General Assembly Resolution 2028(XX): Nonproliferation of Nuclear Weapons, 19 Nov. 1965.

外務省原子力・軍縮局であった。第二に、外務省原子力・軍縮局は条約によって「ヨーロッパ・オプション」を完全に排除するつもりはなく、核保有国が核の管理における拒否権を保有しない形態のもの「のみ」を禁止しようとした。そして第三に、深刻な英米対立を招くほど外務省原子力・軍縮局がこの問題にこだわったのは、彼らは、核不拡散条約がソ連が賛同し得るものになるためには、それが「不拡散の原則」により忠実なものでなければならないと考えていたからである。

「ヨーロッパ・オプション」をめぐる英米対立の根底にあるのは、「核不拡散条約の目的」に関する、英米間の根本的な相違であった。アメリカが出来るだけ幅広い形態の「ヨーロッパ・オプション」を許容する条約にこだわったのは、それが西ドイツが条約に参加するための必須条件であると考えていたからである。アメリカにとって、核不拡散条約を締結すべき第1の理由は、西ドイツの核武装阻止にあった。一方イギリス外務省原子力・軍縮局が現在の核保有国が拒否権を持たない形の「ヨーロッパ・オプション」を排除する条約にこだわったのは、現在の核保有国が拒否権を持たない形の「ヨーロッパ・オプション」を許容する条約は本質的に「拡散的」であり、多くの国はそれに納得しないであろうと考えたからである。特にイギリス側が意識したのは、ソ連である。アメリカが望んでいたのは「西ドイツが参加し得る条約」であり、イギリス側が望んだのは『不拡散の原則』に忠実な条約で「ソ連をはじめ、出来る限り多くの国が参加する可能性が高い条約」であった。アメリカ側もイギリス外務省原子力・軍縮局も、西ドイツとソ連の双方が条約に参加することを望んでおり、これは、重点の置き方の違いではある。しかし、この相違は、核不拡散条約交渉におけるその後の展開にも大きな影響を与えることになるのである。

最後に、この問題に関するウィルソンの労働党政権の役割について付言しておきたい。ウィルソン政権はこの問題を主導したわけではなかったが、外務省原子力・軍縮局の路線を支持し、それに承認を与えた。これはウィルソン政権の不拡散政策の路線が外務省原子力・軍縮局の路線と合致した結果である。そのウィルソン政権の不拡散政策の路線とはいかなるものであるか。これについては稿を改めて論じることとしたい。

※本稿は、科研費（基盤研究 B）「NATO における核共有・核協議制度の成立と運用」（研究課題番号 25285053）の研究成果の一部である。

This paper was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 25285053 (Grant-in-Aid for Scientific Research (B) : The Nuclear Sharing and Consultation Arrangement in NATO: Origins and Evolution).